

3(1) 個人情報保護法の改正状況及びルール改正の必要性について

(1) 背景

令和8年4月7日、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。本法律案は、デジタル技術の急速な進展に伴うデータ利活用ニーズへの対応と、個人情報の一層の保護を図るものです。

「ながはま0次予防コホート事業」は、個人情報保護法に基づいて運用される「ながはまルール」のもと運営されており、本検討委員会は国の改正に対応する必要があるかを検討する必要があります。

(2) 国の個人情報保護法改正の主要内容

改正の4つの柱

改正柱	主要内容
1. 適正なデータ利活用の推進	・ 統計情報等の作成にのみ利用される場合は本人同意を不要とする ・ 目的外利用・要配慮個人情報取得の同意要件を緩和 ・ 学術研究例外に医療提供機関(病院等)を明示 ・ 16歳未満の未成年者保護を強化
2. 身体特徴情報(顔特徴データ等)の保護強化	・ 顔特徴データ等の取扱いに関する周知を義務化 ・ 利用停止等請求の要件を緩和 ・ オプトアウト制度に基づく第三者提供を禁止
3. リスクに適切に対応した規律	・ 個人情報ではないが特定個人への働きかけが可能な情報の不適正利用を禁止 ・ オプトアウト制度の提供先身元確認を義務化 ・ 命令要件の見直し
4. 規律遵守の実効性確保	・ 課徴金納付命令制度の導入(違反行為による財産的利益に相当する額) ・ 罰則の強化 ・ 違反行為補助者への要請規定

(3) 本市条例・規則への影響分析

【基本的な考え方】

本市条例は、個人情報保護法及びその施行規則等に基づいて運用される。国の改正への対応は、次の3つの考え方で判断する。

判断	場合	条例改正
I	本市条例が国の法律に 反する場合	必要

2	国の改正で同意不要になるなど、法律が認める範囲内で対応できる場合	不要
3	16歳未満や顔特徴データなど、本市事業の対象外の場合	不要

①統計情報等の作成に関する同意不要規定

・国の改正内容：

統計情報等の作成にのみ利用される場合は本人同意を不要とする

条件：統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されていること（提供元・提供先間の合意書等）

・本市条例の現行規定：

条例第9条：「事業実施者は、事業参加者が事業に初めて参加する場合及び付随研究として新たに試料を得る場合は、原則としてインフォームド・コンセント（以下「IC」という。）を文書により受けなければならない。」

・本市への影響：

本市条例第9条により、事業参加者が初めて参加する際には、必ずICを得ている

その後、統計情報等の作成にのみ利用される場合は、国の個人情報保護法に基づいて同意なしで対応することを選択しても、本市条例は国の法律に反する内容ではないため、条例改正は不要

→ 条例改正の必要性：不要

②目的外利用・要配慮個人情報取得の同意要件の緩和

・国の改正内容：

目的外利用・要配慮個人情報取得の同意要件を緩和

・本市条例の現行規定：

条例第10条第1項：「試料・情報の取得及び利用に当たり、ICを得たものに限り取得及び利用することができる」

・本市への影響：

本市条例により、試料・情報の取得及び利用にはICが必須とされている

国の改正により、以下の場合には本人同意が不要となる：

・取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱い

・生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために取り扱う場合における同意取得困難性要件の緩和

本市条例には生命身体財産例外や公衆衛生等例外に相当する規定がなく、試料・情報の取得及び利用にあたっては、本人同意を基本とすることでより厳格な運用をしている

本市条例は国の法律に反する内容ではないため、条例改正は不要である

→ 条例改正の必要性：不要

③学術研究例外に医療提供機関を明示

・国の改正内容：

学術研究例外に医療提供機関（病院等）を明示

・本市条例の現行規定：

条例第 10 条第 1 項：「試料・情報の取得及び利用に当たり、IC を得たものに限り取得及び利用することができる」

・本市への影響：

本市条例には学術研究例外に相当する規定がなく、試料・情報の第三者提供にあたっては、本人同意を基本とすることにより厳格な運用をしている

本市条例は国の法律に反する内容ではないため、条例改正は不要である

→ 条例改正の必要性：不要

④16 歳未満の未成年者保護の強化

・国の改正内容：

16 歳未満の未成年者保護を強化

・本市条例の現行規定：

本市条例には、16 歳未満の未成年者に関する特別な保護規定がない

・本市への影響：

本市事業の参加者に 16 歳未満の未成年者がいないため、直接的な影響はない

→ 条例改正の必要性：不要（本事業の対象外）

⑤顔特徴データ等の取扱いに関する規定

・国の改正内容：

顔特徴データ等について、その取扱いに関する一定の事項の周知を義務化

利用停止等請求の要件を緩和（違法行為等の有無を問わず可能）

オプトアウト制度に基づく第三者提供を禁止

・本市条例の現行規定：

顔特徴データ等を含む特定生体個人情報の取扱いについて明示的な規定がない

・本市への影響：

本事業では「顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状から抽出した特徴情報を、本人を識別することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を識別することができるようにしたもの」の取得・利用は想定していない

<補足>

本事業の付随研究「お肌健診」（京都大学とシャネルの産学連携研究）では顔写真を撮影・分析しているが、その目的は皮膚老化の解明であり、本人を識別する装置・ソフトウェアは使用せず、

顔写真は匿名化 ID で管理して評価後に破棄している。したがって、改正法がいう「本人を識別することを目的とした装置やソフトウェアにより本人を識別できるようにした顔特徴データ」には該当しない

→ 条例改正の必要性: 不要 (本事業の対象外)

⑥ 個人情報ではないが特定個人への働きかけが可能な情報の不適正利用禁止

・国の改正内容:

個人情報ではないが特定個人への働きかけが可能な情報の不適正利用を禁止

・本市条例の現行規定:

本市条例には、「個人情報ではないが特定個人への働きかけが可能な情報」に関する明示的な規定がない

・本市への影響:

個人情報に該当しない情報の不適正利用については、国の法律に基づいて対応することで問題ない

→ 条例改正の必要性: 不要

⑦ オプトアウト制度の提供先身元確認義務化

・国の改正内容:

オプトアウト制度の提供先身元確認を義務化

・本市条例の現行規定:

本市条例には、「オプトアウト制度」に関する明示的な規定がない

・本市への影響:

オプトアウト制度については、国の法律に基づいて対応することで問題ない

→ 条例改正の必要性: 不要

⑧ 命令要件の見直し

・国の改正内容:

個人情報保護委員会が実施機関に対して行う命令の要件を見直し

・本市条例の現行規定:

本市条例には、命令要件に関する明示的な規定がない

・本市への影響:

国の個人情報保護法改正に伴う命令要件の見直しについては、国の法律に基づいて対応することで問題ない

→ 条例改正の必要性: 不要

⑨ 課徴金納付命令制度の導入

・国の改正内容：

違反行為により得られた財産的利益等に相当する額の課徴金納付を命ずる制度を導入

・本市条例の現行規定：

本市条例には罰則規定がない

・本市への影響：

国の個人情報保護法改正に伴う課徴金制度については、国の法律に基づいて対応することで問題ない

→ 条例改正の必要性：不要

⑩罰則の強化

・国の改正内容：

罰則の強化

・本市条例の現行規定：

本市条例には罰則規定がない

・本市への影響：

国の個人情報保護法改正に伴う罰則の強化については、国の法律に基づいて対応することで問題ない

→ 条例改正の必要性：不要

⑪違反行為補助者への要請規定

・国の改正内容：

違反行為補助者への要請規定

・本市条例の現行規定：

本市条例には、違反行為補助者への要請に関する明示的な規定がない

・本市への影響：

国の個人情報保護法改正に伴う違反行為補助者への要請規定については、国の法律に基づいて対応することで問題ない

→ 条例改正の必要性：不要

(4) 結論(案)

本市条例・規則の改正は不要とする

(5) 今後のスケジュール(案)

時期	予定される国の動き	本市の対応
2026 年 4 月～6 月	個人情報保護法改正案の国会審議・成立	ルール検討委員会での協議・結論

2026 年 6 月以降	改正法の公布、周知期間	(条例・規則改正の必要性の再チェック)
2027 年度以降	改正法の施行	(必要な場合、改正手続き)

(6) 参考資料

- ・「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」の閣議決定について(概要資料等)
- ・本市条例・規則(ながはまルール)